

平成31年度市・県民税申告の手引

市・県民税申告（住民税申告）が必要な場合は、この手引を参考にして記入し、出張相談会場で直接申告するか、郵送で提出してください。また、税額の計算方法については、市役所ホームページ (<http://www.city.hashimoto.lg.jp/>) に掲載しておりますのでご確認ください。

なお、この手引でいう「前年中」とは、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの期間をいいます。

申告書記入について

① 住所、氏名、個人番号（マイナンバー）等の記入

申告する本人の現住所、平成31年1月1日現在の住所、氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）、生年月日、電話番号等を記入してください。また、氏名の横に必ず押印をしてください。

※控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び事業専従者がいる場合、その方の個人番号（マイナンバー）の記載も必要となりますのでご注意ください。

② 前年中に収入があった方

源泉徴収票等、申告に必要なものを用意し、下記の書き方をご覧ください。

③ 前年中に収入がなかった方

申告書裏面の「●平成30年中に収入がなかった方」の該当する事項に、その状況等を記入してください。

収入金額等、所得金額 に関する事項の記入

営業等所得・農業所得・不動産所得・雑所得のその他（公的年金以外）の所得の計算方法は

収入金額－必要経費（－専従者控除額）＝所得金額となります。

収入金額は1の収入金額等の該当する欄へ、所得金額は2の所得金額の該当する欄へ記入し、併せて申告書裏面もご記入ください。営業等所得・農業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書を添付してください。

営業等、農業（事業所得）

営業等とは、営業、各種外交員、内職、漁業、大工、作家、画家、ホステス等の職業の方です。収入金額をアの営業等欄へ、所得金額を1の営業等欄へ記入してください。申告書裏面の「6 営業・農業所得・不動産所得に関する事項」にも記入してください。

農業については収支内訳書で計算をした収入金額をイの農業欄へ、所得金額を2の農業欄へ記入してください。

不動産所得

家賃、地代、貸駐車場等による収入があった方は、収入金額をウの不動産欄へ、所得金額を3の不動産欄へ記入してください。申告書裏面の「6 営業・農業所得・不動産所得に関する事項」にも記入してください。

利子所得

日本国外の銀行等に預けた預金の利子所得等があった方は、4の利子欄へ記入してください。

配当所得

前年中に受けた株式配当及び出資配当等の所得金額を5の配当欄へ記入してください。申告書裏面「10 配当所得に関する事項」にも記入してください。なお、上場株式等の配当所得と譲渡損失との間で損益通算を行う場合は、所得税の確定申告が必要です。

給与所得

前年中に受けた給料、賃金、賞与、俸給等について、支給額をカの給与欄へ記入してください。なお、日雇や出稼ぎ等の収入もこの所得に含めます。源泉徴収票等有る場合は必ず添付してください。源泉徴収票がない場合には、申告書裏面「7 給与所得の内訳」へ月収・勤務先等を記入してください。給与明細がある場合は、そのコピーを添付してください。カの金額が決まりましたら、下表をもとに計算した金額を6の給与欄に記入してください。

(カ)給与収入金額 (円)	6 給与所得金額 (円)	(カ)給与収入金額 (円)	6 給与所得金額 (円)	
0～ 650,999	0	1,628,000～ 1,799,999	(カ)÷4=(A)	(A)×2.4
651,000～1,618,999	(カ)－650,000	1,800,000～ 3,599,999	※千円未満の端 数切捨て	(A)×2.8－180,000
1,619,000～1,619,999	969,000	3,600,000～ 6,599,999		(A)×3.2－540,000
1,620,000～1,621,999	970,000	6,600,000～ 9,999,999	(カ)×0.9－1,200,000	
1,622,000～1,623,999	972,000	10,000,000～	(カ)－2,200,000	
1,624,000～1,627,999	974,000			

雑所得

前年中に受けた公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金・恩給等）については、支給額をキの公的年金等欄へ記入してください。（公的年金の源泉徴収票を必ず添付してください。）

原稿料、講演料、個人年金、シルバー人材センターからの配分金等はクのその他欄へ記入してください。申告書裏面の「12 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記入してください。

キの金額が決まりましたら、下表をもとに所得金額を計算し、クの金額と合算の上、7の雑欄へ記入してください
◎公的年金等の所得金額速算表（公的年金収入からの速算表です。）

(キ)公的年金等収入の合計額（円）	65歳未満(S29.1.2以後生)の方 雑（公的年金）所得金額（円）	65歳以上(S29.1.1以前生)の方 雑（公的年金）所得金額（円）
0 ～ 700,000	0	0
700,001 ～ 1,200,000	(キ) - 700,000	(キ) - 1,200,000
1,200,001 ～ 1,299,999	(キ) × 0.75 - 375,000	(キ) × 0.75 - 375,000
1,300,000 ～ 3,299,999	(キ) × 0.85 - 785,000	(キ) × 0.85 - 785,000
3,300,000 ～ 4,099,999	(キ) × 0.95 - 1,555,000	(キ) × 0.95 - 1,555,000
4,100,000 ～ 7,699,999		
7,700,000 ～		

総合譲渡、一時所得

前年中にこれらの所得がある方は、関係書類をお持ちのうえ申告相談にお越しください。（生命保険等の満期及び中途解約保険金は一時所得として課税の対象になります。）

所得から差し引かれる金額に関する事項の記入（所得控除額）

各種控除に係る支払額等は、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入し、控除額は「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。

10 雑損控除

前年中に受けた「災害」「盗難」等の損害額を記入してください。災害を受けた資産の明細、災害を証する書類及び災害関連支出がある場合はその領収書等を添付してください。

控除対象額は、①②いずれか多い方の金額 ①損失額－(所得の合計額×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円

11 医療費控除（※下記2種類の併用はできません）

●通常の医療費控除

前年中に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費（治療費・入院費等）のうち、高額療養費等の給付金・保険金等で補てんされる金額を差し引いて、最終的に自分が負担した金額について申告してください。また、医療費等の明細書を添付してください。（※）

前年中に支払った医療費総額	－	保険金等で補てんされる金額	－	10万円と前年分の総所得金額の5%と比べていずれか少ない方の金額	=	医療費控除額 (上限200万円)
---------------	---	---------------	---	----------------------------------	---	---------------------

●医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除） 申告書の「区分」の□に「1」とご記入ください。

健康の維持増進等のため一定の取組を行った後、本人又は生計を一にする親族のために支払った対象医薬品の購入金額をご記入ください。また、明細書及び一定の取組を行ったことを証する書類を添付してください。（※）

対象医薬品の購入金額	－	12,000円	=	スイッチOTC薬控除額(上限88,000円)
------------	---	---------	---	------------------------

※平成30年度より医療費等の領収書の添付は不要となりました。ただし、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

12 社会保険料控除

前年中に支払った各種社会保険料（国民健康保険税・国民年金掛金・雇用保険・厚生年金保険料・介護保険料等）について記入してください。国民年金掛金については、国民年金保険料控除証明書を必ず添付してください。

13 小規模企業共済等掛金控除

前年中に支払った掛金の額を記入してください。

14 生命保険料控除

前年中に本人が支払った生命保険の掛金から割引分（配当金）を差し引いた実際の支払額について記入してください。（支払額等の証明書を添付してください。）新旧、保険の種別の違いは控除証明書をご覧ください。

<各生命保険料控除額の計算方法>

区 分	支 払 金 額	控 除 額
(a) 新契約に係るもの	12,000 円以下	支払額全額
	12,001 円以上～32,000 円以下	(支払額×1/2)+ 6,000 円
	32,001 円以上～56,000 円以下	(支払額×1/4)+ 14,000 円
	56,001 円以上	一律 28,000 円
(b) 旧契約に係るもの	15,000 円以下	支払額全額
	15,001 円以上～40,000 円以下	(支払額×1/2)+ 7,500 円
	40,001 円以上～70,000 円以下	(支払額×1/4)+ 17,500 円
	70,001 円以上	一律 35,000 円

【新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合】

新契約分と旧契約分両方の支払保険料について、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合は、それぞれの控除で下記3通りのいずれかを選択できます。

1. 新契約のみで計算した金額 (限度額：28,000 円)
2. 旧契約のみで計算した金額 (限度額：35,000 円)
3. 新契約と旧契約それぞれで計算した金額の合計額 (限度額：28,000 円)

<各生命保険料控除の上限額>

種 別	一般生命保険	介護医療保険	個人年金保険	控除額の合計限度額
控 除 限 度 額	28,000 円	28,000 円	28,000 円	70,000 円
※ () 内は旧契約のみの場合	(35,000 円)		(35,000 円)	

15 地震保険料控除

前年中に本人が支払った地震保険料の掛金から割引分(配当金)を差し引いた実際の支払額について記入してください。(支払額等の証明書を添付してください。)

区 分	支 払 金 額	控 除 額
(a) 地震保険料だけの場合	50,000 円以下	支払額×1/2
	50,001 円以上	25,000 円
(b) 旧長期損害保険だけの場合	5,000 円以下	支払額全額
	5,001 円以上～15,000 円以下	(支払額×1/2)+ 2,500 円
	15,001 円以上	10,000 円
(c) 地震・旧長期両方ある場合	(a) + (b) (上限 25,000 円)	
(d) 1 契約で地震・旧長期両方ある場合	(a)、(b) どちらか選択	

16 寡婦(寡夫)控除 ・控除額 ①・②…26 万円、③…30 万円、④…26 万円

- ① 夫と死別し又は離婚した後に婚姻していない方や、夫の生死不明の方で、扶養親族や生計を一にする前年の総所得金額等が 38 万円以下の子を有する方
- ② 夫と死別した後に婚姻していない方や、夫の生死不明の方で、前年の合計所得金額が 500 万円以下の方
- ③ 夫と死別し又は離婚した後に婚姻していない方や、夫の生死不明の方で、扶養親族である子を有し、かつ前年の合計所得金額が 500 万円以下の方
- ④ 妻と死別し又は離婚した後に婚姻していない方や、妻の生死不明の方で、前年の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子を有し、前年の合計所得金額が 500 万円以下の方

17 勤労学生控除 ・控除額 26 万円

大学、高校等の学生で、①自分の勤労所得を有し、②合計所得金額が 65 万円以下、かつ③合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の方

18 障害者控除

本人、同一生計配偶者(※)又は扶養親族で、次に該当する方の氏名及び障がいの等級を記入してください。
 ※同一生計配偶者：あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である人をいいます。

	特別障がい者	障がい者
対象者	身体障がい者(1～2級)、知的障がい者(A1、A2)、精神障がい者(1級)、年齢 65 歳以上で、障がいの程度が身体又は知的の特別障がいに準ずるものとして市町村長等の認定を受けた方等	身体障がい者(3～6級)、知的障がい者(B1、B2)、精神障がい者(2～3級)、年齢 65 歳以上で、障がいの程度が身体又は知的障がいに準ずるものとして市町村長等の認定を受けた左記以外の方等
控除額 (1人につき)	30 万円 本人又は非同居の同一生計配偶者、扶養親族 53 万円 納税者等と同居の場合の同一生計配偶者、扶養親族	26 万円 (同居非同居の区別なし)

19 配偶者控除

あなたと生計を一にする妻又は夫で、前年の合計所得金額が 38 万円以下の方を有し、かつ、あなたの前年の合計所得が 1,000 万円以下の方

あなたの合計所得金額	900 万円以下	900 万円超～ 950 万円以下	950 万円超～ 1,000 万円以下
① 一般の控除対象配偶者（下記以外の控除対象配偶者）	33 万円	22 万円	11 万円
② 老人控除対象配偶者（昭和 24 年 1 月 1 日以前生）	38 万円	26 万円	13 万円

20 配偶者特別控除

あなたと生計を一にする妻又は夫で合計所得金額が 38 万円を超え 123 万円以下の方（他の親族の扶養にとられている方、事業専従者となっている方を除く）を有し、かつ、あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の方

◎配偶者特別控除額の一覧表（平成 31 年度以後）

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超～ 950 万円以下	950 万円超～ 1,000 万円以下
38 万円超 ～ 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
90 万円超 ～ 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 ～ 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 ～ 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 ～ 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 ～ 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 ～ 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 ～ 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

(注) 夫婦間でお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。どちらか一方のみでの適用となります。

21 扶養控除

あなたと生計を一にする親族で、前年の合計所得金額が 38 万円以下の方

※16 歳以上（平成 15 年 1 月 1 日以前生）の扶養親族は「21 扶養控除」欄へ、16 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日以後生）の扶養親族は「16 歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄へ記入してください。

控除区分	年齢・生年月日	控除額
一般の扶養親族	16 歳以上 19 歳未満（H12.1.2 生～H15.1.1 生）又は、 23 歳以上 70 歳未満（S24.1.2 生～H8.1.1 生）	33 万円
特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満（H8.1.2 生～H12.1.1 生）	45 万円
老人扶養親族	70 歳以上（S24.1.1 以前生）	38 万円
同居老親等扶養親族	70 歳以上で、同居の老人扶養親族のうち父母や祖父母等	45 万円

22 基礎控除

・控除額 33 万円

裏面 9 寄附金税額控除額

（算出された所得割額から差し引かれる金額に関する事項の記入）

都道府県、市町村、特別区、和歌山県共同募金会又は日本赤十字社和歌山県支部等に対して行なった寄附金を、申告書裏面の「9 寄附金に関する事項」に記入してください（支払額等の証明書を必ず添付してください）。

○この「申告の手引」は平成 30 年 1 1 月現在の法令等に基づいて作成しています。

問い合わせ先

橋本市 市民生活部 税務課 市民税係（1 階⑤番窓口）

電話:0736-33-6212（直通）

FAX: 0736-33-1665（代表）

email: zeimu@city.hashimoto.lg.jp

郵 送 先

〒648-8585（住所は不要です） 橋本市 税務課 市民税係あて

※市受付印を押印した控の返送を希望される方は、「切手を貼付した返信用封筒」を同封して郵送してください。